

## 兵庫県環境負荷低減事業活動実施計画等認定要領

### (趣旨)

第1 この要領は、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」(令和4年法律第37号。以下「法」という。)第19条第1項に定める「環境負荷低減事業活動実施計画」又は第21条第1項に定める「特定環境負荷低減事業活動実施計画」(以下これらを「実施計画」という。)の認定について、法、「環境と調和のとれた食料システム確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行令」(令和4年政令第229号。以下「政令」という。),「環境と調和のとれた食料システム確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則」(令和4年農林水産省令第42号。以下「省令」という。),「環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針」(令和4年農林水産省告示第1412号。以下「基本方針」という。),「環境負荷低減事業活動の促進等に関するガイドライン」(4環バ第161号。以下「ガイドライン」という。)及び「環境と調和のとれたみどりの食料システム推進基本計画」(以下「基本計画」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (実施計画の認定申請)

第2 実施計画の認定を申請しようとする者は、ガイドライン別記様式第7号又は第8号を作成のうえ、住所地(他の都道府県に居住し、兵庫県内で事業活動を行う申請者にあつては、その事業活動を行う主な場所)を所管する県民局長又は県民センター長(以下「県民局長等」という。)あて提出するものとする。

### (実施計画の認定)

第3 知事は、申請のあつた実施計画について、法第19条第5項及び第21条第5項、政令、省令、基本方針、ガイドライン並びに基本計画に則して認定審査を行うものとする。

### (実施計画の変更申請)

第4 認定を受けた実施計画の変更を申請しようとする者は、ガイドライン別記様式第18号を作成のうえ、第2に準じて県民局長等に提出するものとする。

2 前項のうち軽微な変更をしようとする場合においては、ガイドライン別記様式第20号を作成のうえ、県民局長等に提出するものとする。

### (変更実施計画の認定)

第5 知事は、第4の第1項に基づき申請のあつた変更実施計画について、法第20条第4項において準用する法第19条第5項及び法第22条第4項において準用する法第21条第5項、政令、省令、基本方針、ガイドライン並びに基本計画に則して認定審査を行うものとする。

### (実施状況の報告)

第6 実施計画の認定を受けた者は、事業活動を実施した年度ごとに、事業活動を実施した翌年度の5月末日までに、認定計画の実施状況についてガイドライン別紙様式第22号を作成のうえ、県民局長等に提出するものとする。

### (その他)

第7 その他必要な事項については、別に定める。

### 附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。